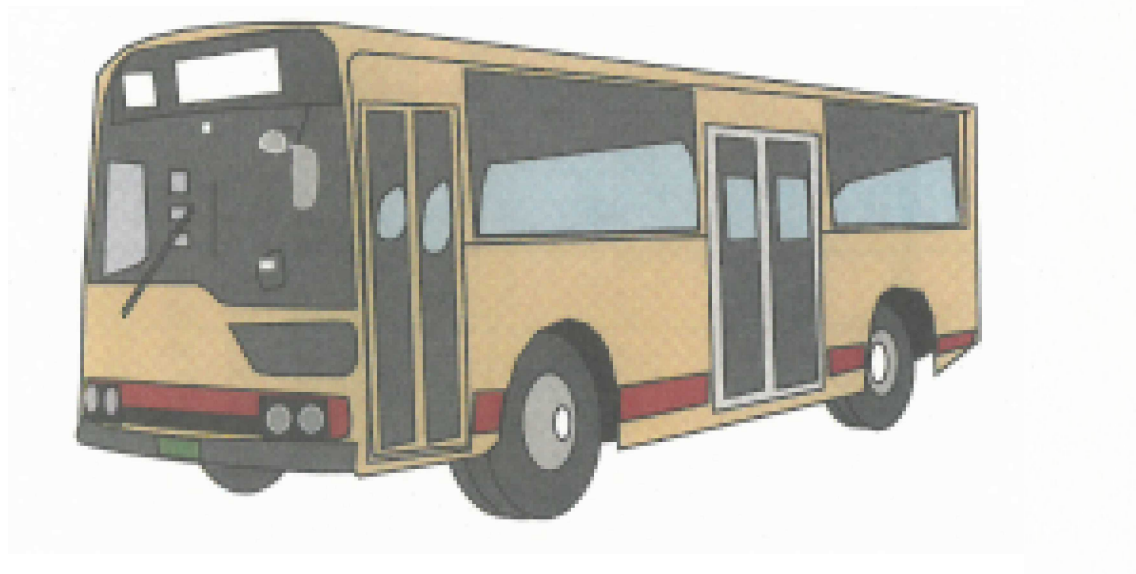


物流・自動車局 緊急時対応マニュアル

～事故・事件にあってしまったら～

【バス事業者用】



国土交通省
近畿運輸局



【バス事業者】

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷・軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落又は火災が発生した事故
6. 飲酒又は酒気帯びによる運行
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故
9. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

速やかに
報告

【別添1】により報告

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
- ②事業形態
- ③発生日時
- ④発生場所
- ⑤事故車の登録番号
- ⑥死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
- ⑦事故概要
- ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

※第1報報告後に把握した情報も速やかに報告

F A X 送信票

【別添 1】

運輸支局整備部門（保安担当） あて
 兵庫陸運部整備部門（保安担当）

年 月 日
 時 分 現在

事 故 報 告 （第 報）

事業者名					
事業形態	一般乗合	一般貸切	特定	自家用有償	（いずれかを○で囲む）
事故発生日時	年	月	日	時	分
事故発生場所					
事故車の登録番号					
	死者数	総負傷者数			
		うち重傷者数			
乗 客	名	名	名		
乗 員	名	名	名		
その他	名	名	名		
合計※	名	名	名		
<事故概要>					
<その他判明している事項>					
【緊急連絡担当者名・連絡先】					
氏名		T E L			

※ 乗客・乗員その他区別がわからない場合は合計欄のみ記入。

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

【バス事業者】 事件発生時における報告フロー

特定重大事件【別添2】

次の事件が発生した場合

- バスジャック
- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件【別添3】

次の事件が発生した場合

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他報道機関等で大きく取り上げられたもの

事件の予告【別添4】

- 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

事件発生後直ちに連絡

報告は近畿運輸局・保安環境課へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

事件発生後速やかに連絡

予告受信後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

特定重大事件及び重大事件の報告事項

第1報は把握している
範囲で速やかに！

第1報後も把握した情報を速やかに報告

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名
- ⑤事業形態 ⑥発生日時 ⑦発生場所 ⑧被害車両の情報
- ⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑩その他判明している事項
- ⑪今後の対応 ⑫緊急連絡担当者名及び連絡先

予告時の報告事項

- ①事業者名 ②事業形態
- ③受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
- ④予告日時、場所、受信内容
- ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑥その他把握している事項
- ⑦今後の対応
- ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先

F A X 送信票

【別添 2】

近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課 あて
F A X 06-6949-6459

年 月 日
時 分 現在

特定重大事件報告 (第 報)

事件種別	バスジャック 施設の不法占拠 爆弾等の爆発 核物質の散布 (いずれかを○で囲む)
<事件概要>	
被害の概要 (死傷者数など)	
事業者名	
事業形態	一般乗合 一般貸切 特定 自家用有償 (いずれかを○で囲む)
発生日時	年 月 日 時 分
発生場所	
被害車両の情報 (登録番号、起終点など)	
警察への届出の有無	
<警察の対応状況>	
<その他判明している事項>	
<今後の対応>	
【緊急連絡担当者名・連絡先】	
氏名	TEL

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

F A X 送信票

【別添4】

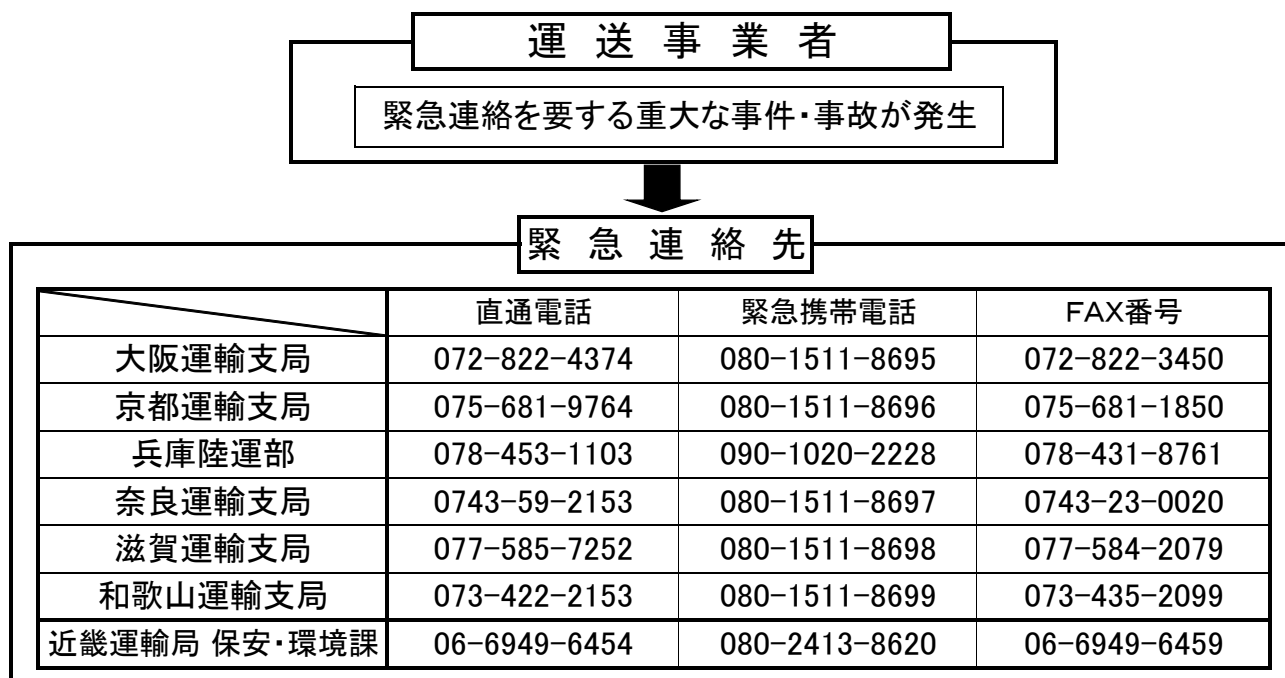
運輸支局整備部門（保安担当） あて 年 月 日
 兵庫陸運部整備部門（保安担当） 時 分 現在

事件予告報告（第 報）

事業者名			
事業形態	一般乗合 一般貸切 特定 自家用有償 <small>（いずれかを○で囲む）</small>		
受信日時	年 月 日	時	分
受信者			
受信方法		受信回数	
予告日時	年 月 日	時	分
予告場所			
<予告内容>			
警察への届出の有無			
<警察の対応状況>			
<その他判明している事項>			
<今後の対応>			
【緊急連絡担当者名・連絡先】			
氏名			TEL

※ F A X 送信後、電話連絡によって確実に報告されていることを確認する。

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先



- ※ 原則として管轄する支局等に連絡して下さい。ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。
- ※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあつては、直通電話へご連絡ください。
- ※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあつては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

補 足

- 本マニュアルにおける報告対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号。以下「報告規則」といいます。)第4条(速報)に規定する事故である場合、本マニュアルによる報告をもって報告規則第4条に規定する速報に代えることができます。
- 自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車に報告規則第2条(定義)で規定する次の各号に該当する事故があつた場合は、報告規則第3条(報告書の提出)の規定に基づき、事故発生日から30日以内に所定の「自動車事故報告書」(3通)により報告しなければなりません。

第2条(定義)抜粋

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 転覆・転落・火災・鉄道車両との事故 ② 10台以上が絡む事故 ③ 死者又は重傷者を生じた事故 ④ 10人以上の負傷者を生じた事故 ⑤ 危険物等の漏洩 ⑥ コンテナの脱落 ⑦ 不適切な運転操作等により乗客が負傷したもの ⑧ 酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等での事故 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 運転者の疾病により運行を中止したもの ⑩ 救護義務違反(ひき逃げ) ⑪ 自動車の装置の故障により運行を中止したもの ⑫ 車輪の脱落・被牽引自動車の分離 ⑬ 鉄道施設への事故 ⑭ 自動車専用道路等を3時間以上通行止め ⑮ 国土交通大臣が必要と認めたもの |
|--|---|

- 事件及び事件予告については、本マニュアルによる規定のみであつて、所定の様式等による報告はありません。